

ケイマン諸島との情報交換を主とする租税協定

1 ケイマン諸島との租税協定が重要な理由

ケイマン諸島とは、カリブ海にある英国の海外領土で、米国政府の資料によれば、ケイマン諸島の人口は平成20年現在、4万7,862人。登録している銀行数は277行。登録している会社数は、8万社超。登録済投資ファンドは9,000以上で、760の自社専用保険会社がある。ケイマン諸島における法人の設立費用（設立業務を行う者に対する手数料を除く。）は、約600ドル（5～6万円程度）である。また、米国財務省資料によれば、米国投資家は平成18年末で、約3,760億ドルのケイマン法人の株式を保有し、平成19年9月現在、米国銀行のケイマン諸島からの借入金は約1兆5,000億ドルで外国では最高である。また、平成19年6月現在、米国銀行のケイマン諸島への貸付金は約9,400億ドルで英国に次いで第2位である。日本との関係でいえば、平成20年の日本からの全業種による主要投資先国のランキング（財務省・日本銀行「国際収支統計」より国際協力銀行作成資料）によると、ケイマン諸島は、米国に次いで第2位である。ちなみに、同年の順位は、第1位米国、第2位ケイマン諸島、第3位オランダ、第4位英国、第5位中国となっている。このように、日米以外の国も同様であるが、カリブ海の小さな島々であるケイマン諸島が世界経済に大きな影響を及ぼしているのである。このケイマン諸島が有名な理由は、所得税、法人税、相続税等がないタックスヘイブンで、この島の歳入は、多くの会社が支払う手数料と輸入品に課される関税が主である。

2 ケイマン諸島との租税協定の概要

ケイマン諸島は、税金のない地域ということでタックスヘイブンであるが、我が国は、平成22年2月1日に対バミューダ租税協定署名、平成23年1月28日に対バハマ国租税協定署名、そして、平成23年2月7日に対ケイマン諸島租税協定（以下「ケイマン租税協定」という。）に署名したのである。また、これらの国等以外に、対ガーンジー租税協定が平成23年1月27日、対マン島及び対ジャージー租税協定が同年3月18日に基本合意に達している。

日本は平成22年以降、対ルクセンブルク租税条約（平成22年1月26日改正署名）、対ベルギー租税条約（平成22年1月27日改正署名）、対シンガポール租税条約（平成22年2月4日改正署名）、対マレーシア租税条約（平成22年2月10日改正署名）、対スイス租税条約（平成22年5月21日改正署名）、対オランダ租税条約（平成22年8月25日改正署名）の改正を行い、そして、タックスヘイブンとして有名な香港と平成22年11月9日に新租税条約に署名している。

ケイマン租税協定と日本・香港租税条約を比較すると、前者が情報交換を主たる内容とする租税協定であるのに対して、対香港租税条約は、金融機関情報の交換を可能にした内容であるが、ケイマン租税協定とは異なり、投資所得等の課税の減免を規定した包括的な所得税租税条約であるといえる。

3 ケイマン租税協定の特徴

上記のケイマン租税協定は、対バミューダ租税協定及び対バハマ国租税協定と条文の構成等

Topics of International Taxation

が類似した内容である。

ケイマン租税協定は、第1章・総則、第2章・情報の交換、第3章・課税権の配分、第4章・特別規定に分かれ、全19条から構成されている。対バハマ国租税協定はケイマン租税協定と同じ条文構成であるが、対バミューダ租税協定には、第9条（保護）、第18条（不利益な又は制限的な租税に係る課税措置の禁止）という条項と議定書がある点で、対バハマ国租税協定及びケイマン租税協定と異なっている。

4 ケイマン諸島等のタックスヘイブンが租税協定を受け入れた理由

ケイマン諸島は、我が国ばかりではなく、米国をはじめとする先進諸国との経済的関連が深く、また、金融・保険等の活動も活発なことから、各種の資金が流入していることも事実である。ケイマン諸島に代表されるようなタックスヘイブンに多額の資金が集中し、金融等の企業活動等が移転することにより、先進諸国から所得税の納税義務者が減少した結果、その国の税制等が間接税を主とする体系になるという歪みが生じることになる。

このタックスヘイブンの有害性を排除するためにOECDは、平成8年以降、有害な税競争を除去する活動を行った。そして、OECDは、透明性及び情報交換の基準を制定し、加盟国及び非加盟国にこの受入れを要請しているのである。この基準は、2004年ベルリンで開催された「G20財務大臣会議」、2008年10月開催の「租税に関する国際協力に関する国連専門家委員会」（国連の経済社会理事会に属する小委員会）において支持されているのである。なお、OECDは、2002年にOECDモデル情報交換協定を制定している。

さらに、世界的な金融危機を話し合うための会合であるG20とは、2008年11月14日から米国のワシントンにおいて開催された第1回金融・世界経済に関する首脳会合の参加国である世界

の19の国及びEU（グループである20の国及び地域の意味）のことをいうのであるが、第2回のG20首脳会合が2009年4月2日にロンドン（第3回：2009年9月米国ピッツバーグ）において開催され、そこで、タックスヘイブンに対する規制強化等の合意がなされたのである。この背景には、スイスの大手銀行UBS及びリヒテンシュタインの銀行における先進諸国の納税義務者による脱税等の資金の隠ぺい等が発覚したこともある。

5 租税協定により交換される情報

租税協定が締結されたことで、協定相手国における金融情報がすべて日本の課税当局に筒抜け状態になるのかという危惧を抱く向きもあるが、ケイマン租税協定第5条第5項に規定する情報提供を要請する場合、次のような項目を提供して対象者を特定化することが必要になる。①調査の対象となる者を特定する事項、②要請する情報に係る記述、③要請する情報を必要とする課税目的、④要請する情報を被要請者が保有しているか又は被要請者の領域的管轄内にある者が保有し、若しくは管理していると認める根拠、⑤要請する情報を保有し、又は管理していると認められる者の名称及び住所（判明している場合に限る。）、⑥要請が要請者の法令及び行政上の慣行に従って行われており、要請者自らが被要請者の立場にあったとしたならば、自己の法令に基づいて又は自己の通常の行政上の慣行を通じて情報を入手することができ、並びに当該要請がこの協定に従って行われている旨の記述、⑦要請する情報を入手するために要請者が自己の領域的管轄内において利用可能な全ての手段（過重な困難を生じさせるものを除く。）をとった旨の記述、である。したがって、上記のような危惧はないといえよう。

中央大学商学部教授

矢内 一好